

令和6年11月1日から

屋外広告物の安全点検制度が変わります

近年、老朽化等による屋外広告物の落下事故が多発していることを受け、仙台市では屋外広告物の安全点検を強化する制度改正を行いましたのでお知らせします。

表示・設置後の経過年数によって点検方法が変わります

表示・設置後10年以内の屋外広告物 ▶▶▶ 目視点検

目視により異常の有無を確認

表示・設置後10年超えの屋外広告物 ▶▶▶ 標準点検

点検箇所のおおむね60cm以内に近づき、各部の特性に応じ、目視、触診、打診及び検査により、広告物等の外部及び内部について異常の有無を確認

安全点検様式が変わります（詳細は裏面参照）

点検箇所・項目が6箇所・16項目になります

点検箇所ごとの点検写真の添付が必要になります

新様式は仙台市
ホームページから
ダウンロードでき
ます



点検箇所	基礎部上部構造部	支持部	取付部	広告板	照明装置	付属部材等
点検項目	■基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき等 ■上部構造全体の傾斜、ぐらつき等 ■鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等	■鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間等 ■鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落等	■アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形等 ■溶接部の劣化、コーキングの劣化等 ■取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常等	■表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビスの欠落等 ■側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等 ■広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等	■照明装置の不点灯、不発光等 ■照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等 ■周辺機器の劣化、破損等	■付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損 ■避雷針の腐食、損傷等

安全点検報告書の提出が必要となる場合が変わります

- NEW
- 表示・設置する場合は、提出が必要です
- 表示・設置する場合は、提出は不要です
- NEW
- 表示の変更は、提出が必要です
- 変更許可（改造・移転）・継続許可は、提出が必要です

POINT

- 表示・設置から10年以内の広告物等は目視点検、10年超えの広告物等は内部点検を含む標準点検を実施してください。
- 点検報告書に添付する写真は、必ず点検時に撮影したものを添付してください。
- 点検の結果、異常が認められた場合は、必ず修繕を行ってください。
- 令和7年1月31日までは旧様式も使用できます。（同年2月1日以降は必ず新様式を使用してください）

安全点検報告書様式の変更内容

(第二面)

記載例

点検結果

整理番号	1	点検日	令和6年12月15日	点検方法	☐ 目視 ☒ 目視・触診・打診・検査等
広告物等の種別	☐ 屋上広告物 ☒ 壁面広告物 ☐ 地上広告物 ☐ その他()				
表示・設置後の経過年数	☒ 表示・設置後経過年数 12 年 / ☐ 表示・設置後経過年数不明				
点検箇所	点検項目	内部点検	異常の有無	改善の概要(異常有の場合)	
① 基礎部 上部構造部	1 基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき等	☐ 実施 ☒ 対象外	☐ 有(経過観察・要改善) ☐ 無	改善済・改善予定(R8年2月) 内部鉄骨の腐食部は交換予定	
	2 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等	☐ 実施 ☒ 対象外	☐ 有(経過観察・要改善) ☒ 無		
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化等	☒ 実施 ☐ 対象外	☒ 有(経過観察・要改善) ☐ 無		
② 支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間等	☐ 実施 ☒ 対象外	☐ 有(経過観察・要改善) ☐ 無	改善済・改善予定(年 月)	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落等	☐ 実施 ☒ 対象外	☐ 有(経過観察・要改善) ☐ 無		
	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形等	☒ 実施 ☐ 対象外	☐ 有(経過観察・要改善) ☒ 無	改善済・改善予定(年 月)	

- 内部点検の実施の確認欄が追加されました

☞ 表示・設置から10年を超える場合は内部点検が必要です

- 修繕状況・修繕年月の記載欄が追加されました

☞ 異常が有る場合は修繕の内容を記載してください

☞ 報告書の提出時点で修繕が完了していない場合は実施時期を明記してください

(第三面)

広告物等の現況写真

記載例

整理番号	1	
項目	写真	
点検時	備考	
① 基礎部 上部構造部		■異常の有無 ☒ 有(経過観察・要改善) ☐ 無 ■点検結果の状況 内部鉄骨がボロボロの状態。 該当部分の交換が必要。
		■異常の有無

点検箇所
基礎部 上部構造部
支持部 取付部 広告板
照明装置 付属部材等

- 点検箇所ごとの点検時の写真欄が追加されました

☞ 異常の有無にかかわらず点検を実施した箇所の写真を添付してください

☞ 点検箇所が無い場合は写真欄に斜線を引いてください

- 点検結果の状況の記載欄が追加されました

☞ 各点検箇所の点検結果の状況を記載してください

屋外広告物の定期的な点検をお願いします

- 許可が不要な屋外広告物も、少なくとも3年ごとに点検を行いましょう
- 暴風、豪雨、豪雪、地震などの災害が発生した場合も、点検を行いましょう

今回の制度改正に関するお問い合わせ

仙台市 都市整備局 都市景観課

電話 022-214-8288

<https://www.city.sendai.jp/kekan/jigyosha/taisaku/kenchiku/toshikekan.html>



屋外広告物の許可申請等に関するお問い合わせ

仙台市 青葉区役所 街並み形成課 電話 022-225-7211 (代表)

宮城野区役所 街並み形成課 電話 022-291-2111 (代表)

若林区役所 街並み形成課 電話 022-282-1111 (代表)

太白区役所 街並み形成課 電話 022-247-1111 (代表)

泉区役所 街並み形成課 電話 022-372-3111 (代表)